

(通則)

第1条 世田谷区認証保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。）及び世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する要件を満たし、東京都知事の認証を受けた施設（以下「認証保育所」という。）がその特色を生かした運営を行うための経費の一部を補助することにより、保育の質の向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12世福子推第1157号）に規定する認証保育所をいう。
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。
- (4) 家庭福祉員 世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱（平成26年7月7日26世保育第488号）第3条に規定する家庭福祉員をいう。
- (5) 保育室 世田谷区保育室制度運営要綱（平成9年3月26日世保育発第358号）第4条第2項の規定による認定を受けた施設をいう。
- (6) 企業主導型保育事業 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、利用者負担の無償化を事業主拠出金により実施する児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、東京都認証保育所事業実施要綱において使用する用語の例による。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、認証保育所の設置者であって、次条第1項に規定する補助対象児童の1箇月につき48時間以上にわたる保育に係る契約を利用者と締結しているものをいう。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、認証保育所の定員数及び児童の年齢に応じて別表第1に定める単価に次の要件の全てを満たす児童（以下「補助対象児童」という。）の在籍数（補助金を交付する月の初日における在籍数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該認証保育所が別表第2の要件欄に定める要件を満たすときは、当該額に同表の加算額欄に定める額（月額）を加算した額）とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 1箇月につき48時間以上にわたる認証保育所の利用を必要としていること。

- (3) 認証保育所の設置時に知事が認証した年齢区分又は変更時に事前に届け出た年齢区分に属すること。0歳児にあっては、受入開始日において受入開始月齢に達していること。
- (4) 当該認証保育所、認可保育所、認定こども園、家庭福祉員、保育室及び企業主導型保育事業に対する補助に係る児童でないこと。
- 2 前項第3号の要件は、区外に存する認証保育所にあつては、これを満たすことを要しないものとする。
- 3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。  
(補助金の交付申請)
- 第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に必要な書類を添付した世田谷区認証保育所運営費補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)を提出させるものとする。  
(交付の決定及び通知)
- 第7条 区長は、申請書の提出があつた場合は、当該申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区認証保育所運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区認証保育所運営費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請書を提出した者に速やかに通知するものとする。  
(補助金の交付請求)
- 第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に必要な書類を添付した世田谷区認証保育所運営費補助金交付請求書(第4号様式。この条において「請求書」という。)を提出させるものとする。
- 2 区長は、請求書を提出させるに際しては、補助事業者に補助対象児童の在籍数を確認させ、当該補助対象児童の在籍数を基に補助金の請求額を算定させるものとする。
- 3 請求書は、区長が別に定める期日までに提出させるものとする。
- 4 区長は、請求書の提出があつたときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。  
(補助事業の変更等の承認)
- 第9条 区長は、補助事業者が補助事業の重要な内容を変更しようとするとき又は補助事業の休止若しくは廃止をしようとするときは、世田谷区認証保育所運営費補助事業変更・休止・廃止申請書(第5号様式)によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。
- 2 区長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助事業の重要な変更又は補助事業の休止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区認証保育所運営費補助事業変更・休止・廃止承認書(第6号様式)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。  
(事故報告)
- 第10条 区長は、補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに補助事業者に書面によりその理由及び遂行の見通し等を報告させなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に書面により適切な指示をしなければならない。  
(状況報告)
- 第11条 区長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。  
(補助事業の遂行命令)
- 第12条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対しこれらに従つて当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(改善勧告等)

第12条の2 区長は、世田谷区認証保育所事業実施要綱(平成13年9月27日世保育発第338号)第9条の規定による報告の徴取等、第10条の規定による指導及び第11条の規定による改善勧告を行うものとする。

2 区長は、補助事業者が世田谷区認証保育所事業実施要綱第11条の規定による改善勧告に従い、及び改善が図られたと認められるまでの期間は、当該補助事業者に対し補助金を交付しないことができる。

(交付額の変更)

第13条 区長は、補助金を交付した後に補助金額が過大であることが判明したときは、当該補助金の交付額を減額しなければならない。

(交付の停止)

第14条 区長は、補助事業の内容に疑義が生じた場合において、当該補助事業が適正であることを確認するまでの間、補助金の交付を停止するものとする。

(実績報告)

第15条 区長は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は東京都知事が認証保育所の廃止(休止)の承認をしたとき(第9条の規定により補助事業の廃止(休止)の承認をしたときを含む。)は、当該会計年度終了の日又は承認の日から60日以内に、補助事業者に世田谷区認証保育所運営費補助金実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書」という。)により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件(以下「決定内容等」という。)に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(消費税に係る仕入控除の報告)

第15条の2 区長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付を求めることができるものとする。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助事業者に書面により当該補助事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者に実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 世田谷区認証保育所事業実施要綱第11条の規定による改善勧告に従い、及び改善が図られないとき。

(3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が第6条の申請の内容を著しく下回るとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(6) 認証保育所の廃止・休止又は認証の取消しがあったとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に書面によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 18条 区長は、第13条の規定により補助金の交付額を減額したときは、補助事業者に対し、期限を定めて減額した部分に係る補助金の返還を命じなければならない。

2 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第17条第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。ただし、第13条の規定により補助金の交付の決定を変更した場合において、変更の事由が補助事業者の責めに帰すことのできないものであるときは、違約加算金を納付させないことができる。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第23条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに単価300,000円以上の機械及び器具類(以下「財産」という。)の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者に書面によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(財産の処分に伴う収入の納付)

第24条 区長は、前条の規定により財産の処分を承認したときは、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(財産の管理義務)

第25条 区長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業者に取得財産等管理台帳(所得財産等明細表)(第8号様式)を作成させ、及び当該財産を補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理させるとともに、効率的な運用を図らせなければならない。

(関係書類の整理保管)

第26条 区長は、補助事業者に補助事業に係る収支を明らかにした会計帳簿を作成させるとともに、当該会計帳簿並びに補助金及び補助事業に係る収支に関する書類を補助金の交付を受けた年度の末日から5年間保管させなければならない。

(書類の提出の協力)

第27条 区長は、補助事業者に世田谷区認証保育所保育料負担軽減補助金交付要綱(平成20年3月31日19世保育第973号)第8条第1項第1号の在籍証明書その他区長が必要と認める書類の提出に協力させることができるものとする。

(社会福祉法人に補助金を交付する場合の読替え)

第28条 条例第1条に規定する社会福祉法人に補助金を交付する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	必要な書類を添付した世田谷区認証保育所運営費補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)	条例第3条に掲げる書類及び世田谷区認証保育所運営費補助金交付申請書(第1号様式)を添付した補助金交付・貸付金貸付申請書(施行規則第1号様式)(次条において「申請書」という。)
第7条	世田谷区認証保育所運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区認証保育所運営費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請書を提出した者に速やかに通知するものとする。	世田谷区認証保育所運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)を添付した補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書(施行規則第3号様式)により、当該申請書を提出した者に速やかに通知するものとする。補助金の不交付を決定したときも同様とする。
第12条第1項	命じる	助成事業遂行命令通知書(施行規則別記第5号様式)により命じる
第12条第2項	命じる	助成事業停止命令通知書(施行規則別記第6号様式)により命じる
第15条第1項	世田谷区認証保育所運営費補助金実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書」という。)	世田谷区認証保育所運営費補助金実績報告書(第7号様式)を添付した補助事業実績報告書(施行規則別記第7号様式。以下「実績報告書」という。)
第17条第2項	書面	助成決定取消通知書(施行規則別記第8号様式)

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(平成28年11月1日から補助金の交付の申請をした場合の補助金の交付額の加算の特例)

第2条 東京都の保育所等賃借料補助事業実施要綱（平成29年2月21日付28福保子保第3448号）に規定する要件を満たし、平成28年11月1日から、次の表補助対象施設の欄に掲げる認証保育所の設置者が補助金の交付の申請をした場合において、当該設置者が同表補助対象経費の欄に定める経費を支出したときの補助金の交付額については、第5条に定めるもののほか、同表加算額の欄に定める額を加算するものとする。

補助対象施設	補助対象経費	補助基準額	加算額（年額）
区内に存する認証保育所（開設後5年を経過していないものに限る。）で、建物が賃借物件であるもの	当該賃借物件の貸主に対して支払われる建物賃借料（礼金、更新料を含み、管理費、共益費及び敷金を除く。）	45,000,000円	補助対象経費の年額から別表第2の賃借料加算に係る加算額を控除した額及び補助基準額から別表第2の賃借料加算に係る加算額を控除した額のうち、いずれか低い額に8分の7（平成28年11月1日から平成29年4月1日までの間に開設した認証保育所にあつては、16分の15）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
区内に存する認証保育所（開設後5年を経過しているものに限る。）で、建物が賃借物件であるもの	当該賃借物件の貸主に対して支払われる建物賃借料（礼金、更新料を含み、管理費、共益費及び敷金を除く。）	22,000,000円	補助対象経費の年額から別表第2の賃借料加算に係る加算額を控除した額及び補助基準額から別表第2の賃借料加算に係る加算額を控除した額のうち、いずれか低い額に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ただし、補助対象経費の年額が別表第2の賃借料加算に係る加算額に2を乗じた額の3倍を超えない場合は、補助対象外とする。

(エネルギー費に係る物価高騰対策費用加算)

第3条 令和5年4月から令和6年3月までの間における補助金の交付額については、第5条及び前条に定めるもののほか、エネルギー費に係る物価高騰対策費用の額(当該期間における各月の初日時点の設定定員数に500円を乗じて得た額(月額)をいう。)を加算するものとする。

(給食費に係る物価高騰対策費用加算)

第4条 令和5年4月から令和6年3月までの間における補助金の交付額については、第5条及び前2条に定めるもののほか、給食費に係る物価高騰対策費用の額(補助対象児童の在籍数に1,275円を乗じて得た額(月額)をいう。)を加算するものとする。

備考

- 1 開設後の期間が12月に満たない認証保育所に係る補助基準額は、当該期間の月数を12で除した割合を補助基準額に乗じて得た額とする。
- 2 月の途中に開設した認証保育所については、開設した月を1月目とみなす。

附 則 (平成15年1月20日世保育発第589号)

この要綱は、平成15年2月1日から施行し、改正後の別表は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年11月20日世保育発第485号)

この要綱は、平成15年12月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年8月18日世保育発第404号)

この要綱は、平成16年9月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年10月4日17世保育第729号)

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年8月31日18世保育第529号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月22日19世保育第625号)

この要綱は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月24日19世保育第1069号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月19日20世保育第678号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月27日20世保育第1098号)

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日20世保育第1314号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月28日21世保育第600号)

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月31日21世保育第1653号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月31日22世保育第355号)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日22世保育第1592号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日23世保育第1599号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日24世保育第1209号)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の世田谷区認証保育所運営費等補助金交付要綱の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年3月29日24世保育第1760号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の世田谷区認証保育所運営費等補助金交付要綱の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年11月19日25世保育第950号）

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月17日25世保育第1580号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の世田谷区認証保育所運営費等補助金交付要綱の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年11月26日26世保育第1162号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日26世保育第2045号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日27世保認調第598号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日世保認調第1308号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日28世保認調第912号）

この要綱は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月5日2世保認調第1111号）

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第4条第1項及び第5条第1項第2号の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日3世保認調第1440号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、この要綱による改正後の附則第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日4世保認調第430号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日4世保認調第858号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、この要綱による改正後の附則第3条の規定は、同年4月1日から適用する。

（世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の改正）

- 2 世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和4年2月15日3世保認調第1440号）附則を次のように改める。

附 則

（施行日等）

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、この要綱による改正後の附則第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（令和3年度における保育従事職員等処遇改善事業加算の特例）

- 2 この要綱による改正後の別表第2の保育従事職員等処遇改善事業加算の項の規定の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間（以下「令和3年度」という。）における適用については、同項中「認証保育所」とあるのは「認証保育所の設置者が補助事業者



である月において、「認証保育所」と、「年齢別の補助対象児童の在籍数」とあるのは「令和3年度年齢別月初在籍数（令和3年度の各月の初日に在籍する年齢別の補助対象児童の人数の当該年度における総数を12で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。））」とする。

（令和4年度における保育従事職員等处遇改善事業加算の特例）

3 この要綱による改正後の別表第2の保育従事職員等处遇改善事業加算の項の規定の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における適用については、同項中「年齢別の補助対象児童の在籍数」とあるのは「令和3年度年齢別月初在籍数」とする。

附 則（令和4年12月1日4世保認調第1104号）

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、改正後の世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月1日4世保認調第1727号）

（施行日等）

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行し、改正後の世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（技能・経験に着目した加算の第3職層の職員に係る研修終了要件の経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第6の2(1)に規定する第3職層の職員の研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの期間における修了すべき研修は以下のとおりとする。ただし、令和4年度については、当該研修を要しないものとする。

(1) 令和5年度 東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付29福保子保第4351号）に規定する専門分野別研修等（以下「専門分野別研修等」という。）のうち1以上の研修分野の研修

(2) 令和6年度 専門分野別研修等のうち2以上の研修分野の研修

(3) 令和7年度 専門分野別研修等のうち3以上の研修分野の研修

（技能・経験に着目した加算の第4職層の職員に係る研修終了要件の経過措置）

3 この要綱による改正後の別表第6の2(2)に規定する第4職層の職員の研修修了要件については、令和6年度から適用することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しないこととする。

（技能・経験に着目した加算額の配分の特例）

4 この要綱による改正後の別表第2に規定する技能・経験に着目した加算については、令和6年度までの間、その加算見込額の2割に相当する額（10円未満の端数切捨て）を同一の事業者が運営する他の認証保育所に配分することができるものとする。

附 則（令和5年3月30日4世保認調第1804号）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の附則第3条および第4条の規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則（令和5年10月1日5世保認調第915号）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（令和5年度における保育従事職員等处遇改善事業加算の特例）

2 この要綱による改正後の別表第2の保育従事職員等处遇改善事業加算の項の規定の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における適用については、同項中「年齢別の補助対象児童の在籍数」とあるのは「令和3年度年齢別月初在籍数」とする。

附 則（令和6年1月30日5世保認調第1318号）

この要綱は、令和6年2月1日から施行する

別表第1（第5条関係）

定員数	単価表 (月額：円)			
	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上
40人まで	168,040	121,080	84,780	80,250
41人から50人まで	133,090	86,130	50,290	45,770
51人から60人まで	127,440	80,480	44,740	40,220
61人から70人まで	123,430	76,470	40,790	36,260
71人から80人まで	120,390	73,430	37,800	33,270
81人から90人まで	118,090	71,130	35,620	31,100
91人から100人まで	114,040	67,080	31,650	27,130
101人から110人まで	112,720	65,760	30,350	25,820
111人から120人まで	111,650	64,690	29,200	24,670

別表第2（第5条関係）

項目	要件	加算額
冷暖房費	認証保育所の用に供する建物(以下「建物」という。)に冷暖房の設備が設置されていること。	補助対象児童の在籍数に100円を乗じて得た額
3歳児配置改善加算	保育従事職員の数が3歳児15人当たり1人以上であること。	3歳児の補助対象児童の在籍数に3,940円を乗じて得た額
減価償却費加算	建物が次に掲げる要件を全て満たすこと。 （1）補助金の交付を受ける者の所有に属するものであること。 （2）建築し、又は取得する際に費用が発生していること。 （3）建築し、又は取得する際に施設整備費又は改修費等の助成を受けていないこと。	補助対象児童の在籍数に別表第3の加算額欄に定める額を乗じて得た額
賃借料加算	建物が賃借物件であること。	補助対象児童の在籍数に別表第4の加算額欄に定める額を乗じて得た額
1歳児受入促進加算	在籍する1歳児(第5条第1項第2号から第5号までに掲げる要件を満たす1歳児に限る)の数が、0	その上回る数に46,960円を乗じて得た額

	歳児及び1歳児の合計数を2で除した数(小数以下は、これを切り捨てる)を上回ること。	
技能・経験に着目した加算	別表第6に掲げる要件を全て満たすこと。	別表第7に掲げる職層区分に応じた職員1人当たりの単価に、当該職員区分に応じた加算額の算定に用いる職員数及び賃金改善実施月数乗じて得た額
保育従事職員等処遇改善事業加算	認証保育所の設置者が、その職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。)に係る賃金改善実施計画を策定し、当該職員に対して当該計画の内容を周知するとともに、当該計画に係る賃金改善計画書(区長が別に定める事項を記載したものをいう。)を区長に提出すること。	職員1人あたりの単価11,000円に加算額の算定に用いる職員数及び賃金改善実施月数を乗じて得た金額と別表第5左欄に定める定員及び中欄に定める年齢の区分に応じ同表右欄に定める補助基準額にそれぞれ年齢別の補助対象児童の在籍数を乗じて得た額の合計額を比較し、高い方の額。

備考

1 3歳児配置改善加算

- (1) 月の中途から要件を満たすこととなった場合は、当該月の翌月から加算の対象とする。
- (2) 月の中途から要件を満たさなくなった場合は、当該月の翌月から加算の対象外とする。

2 減価償却費加算

- (1) その一部が賃借物件である建物にあっては、当該建物のうち補助金の交付を受ける者の所有に属する部分の延べ床面積の当該建物の総延べ床面積に占める割合が50パーセント以上であるものを加算の対象とする。
- (2) 施設整備費又は改修費等の助成を受けて建築し、又は改修した建物のうち区長が別に定める年数を経過した後に改修したものにあっては、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り加算の対象とする。
  - ア 老朽化等のために改修が必要であったと区長が認めたこと。
  - イ 施設整備費又は改修費等の助成を受けずに改修したこと。
  - ウ 改修に要した費用の額が1,000万円以上であり、かつ、当該額を2,000で除して得た値が建物の総延べ床面積に2を乗じて得た値を超えること。

3 賃借料加算

- (1) その一部が補助金の交付を受ける者の所有に属する建物にあっては、当該建物のうち賃借する部分の延べ床面積の当該建物の総延べ床面積に占める割合が50パーセントを超えるものを加算の対象とする。
- (2) 賃借料について世田谷区認証保育所開設準備経費補助金交付要綱(平成25年4月1日保整備第3号)に基づく補助金の交付を受ける月は加算しないものとする。

4 1歳児受入促進加算

区内に存する認証保育所を対象とする。

## 5 保育従事職員等処遇改善事業加算

(1) ひと月の平均年齢別在籍児童数は、加算当年度（加算を受けようとする年度をいう。）の賃金改善実施機関における各月初日の年齢区分別の在籍児童数の見込み数（過去の実績を勘案し、実態に沿ったものをいう。）の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数（1人未満の端数は四捨五入）とすること。

(2) 加算額の算定に用いる職員数は、年齢別配置基準（認証保育所の補助対象児童の年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。）による職員数の合計に1.3を乗じ、定員30人以下の場合は7.8、定員31人から40人以下の場合は7.5、定員41人から90人の場合は8.7、定員91人から120人の場合は8.4を加えた人数（1人未満の端数は四捨五入した人数）とする。

別表第3（別表第2関係）

定員	加算額（月額：円）
40人以下	4,350
41人から50人まで	2,400
51人から60人まで	2,000
61人から70人まで	1,700
71人から80人まで	1,950
81人から90人まで	1,700
91人から100人まで	1,550
101人から110人まで	1,700
111人から120人まで	1,550

別表第4（別表第2関係）

定員	加算額（月額：円）
40人以下	8,800
41人から50人まで	4,900
51人から60人まで	4,050
61人から70人まで	3,550
71人から80人まで	3,950
81人から90人まで	3,550
91人から100人まで	3,100
101人から110人まで	3,400
111人から120人まで	3,100

別表第5（別表第2関係）

定員	年齢	補助基準額（円）
40人以下	4歳以上児	4,240
	3歳児	4,670
	1、2歳児	6,070

	0歳児	8,350
41人から50人まで	4歳以上児	2,200
	3歳児	2,630
	1、2歳児	4,020
	0歳児	6,300
51人から60人まで	4歳以上児	1,910
	3歳児	2,340
	1、2歳児	3,730
	0歳児	6,010
61人から70人まで	4歳以上児	1,700
	3歳児	2,130
	1、2歳児	3,520
	0歳児	5,800
71人から80人まで	4歳以上児	1,540
	3歳児	1,970
	1、2歳児	3,370
	0歳児	5,650
81人から90人まで	4歳以上児	1,420
	3歳児	1,850
	1、2歳児	3,250
	0歳児	5,530
91人から100人まで	4歳以上児	1,290
	3歳児	1,720
	1、2歳児	3,110
	0歳児	5,390
101人から110人まで	4歳以上児	1,210
	3歳児	1,640
	1、2歳児	3,040
	0歳児	5,320
111人から120人まで	4歳以上児	1,150
	3歳児	1,580
	1、2歳児	2,970
	0歳児	5,250

#### 別表第6（別表第2関係）

##### 技能・経験に着目した加算の要件

1 次に掲げる要件を満たす賃金改善実施計画を策定し、職員に対して当該計画の内容の周知を行うとともに、当該計画に係る賃金改善計画書（区長が別に定める事項を記載したものをいう。）を区長に提出すること。

(1) 加算対象職員（4層以上の職層を設けた施設における別表第7に掲げる第3職層及び第4職層に対応する職員（各職層の職位を兼務している者を含む。ただし、施設長との兼務は、東京都認証保育所事業実施要綱7（2）イ（ウ）に規定する要件を満たす場合に限り。）をいい、保育士に限らず、看護師、調理員、栄養士、事務職員等についても対象とする。以下同じ。）の基準年度（当該加算を行う年度の前年度（以下「加算前年度」という。）をいう。ただし、当該加算を行う年度（以下「加算当年度」という。）から新たに当該加算の適用を受け

ようとする場合にあっては加算当年度とし、加算前年度に当該加算の適用を受けていないがそれ以前にその適用を受けたことがある場合にあっては当該加算の適用を受けた直近の年度とする。以下同じ。)における賃金(基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金)に対して改善するものであること。ただし、施設において、基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度とすることができる。

(2) 職員の任命にあっては、各施設において別表第7に掲げる職層ごとの職員体制が確認できる書面(辞令の写し、役職付きの名簿等)を提出すること。

(3) 賃金改善見込額(加算見込額の2割に相当する額を同一の事業者が運営する他の認証保育所に配分することにより他の施設に拠出する費用見込額がある場合にあっては、それを加えた額)が、加算見込額(加算見込額の2割に相当する額を同一の事業者が運営する他の認証保育所に配分することにより他の施設から拠出する費用見込額がある場合にあっては、それを加えた額)以上であること。

2 加算対象職員が、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、経験年数に係る要件については、施設職員の構成及び状況を踏まえ、施設の判断で柔軟な対応ができるものとする。

(1) 別表第7に規定する第3職層(以下「第3職層」という。)の職員については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱(平成30年2月15日付29福保子保第4351号)に規定する研修を修了していること。ただし、ライン職相当の職員は、同要綱に規定する専門分野別研修(以下「専門分野別研修」という。)のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修を、それ以外の職員は、専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること。

(2) 別表第7に規定する第4職層(以下「第4職層」という。)の職員については、概ね3年以上の経験年数を有し、乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー、保健衛生・安全対策又は保護者支援・子育て支援のいずれかの分野を担当するとともに、専門分野別研修のうち、職務分野別のリーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了していること。

3 第3職層の職員に係る賃金改善見込額(以下「第3職層賃金改善額」という。)は、原則として月額20,000円以上とすること。ただし、施設における職員の経験年数及び技能、給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、月額20,000円以上の賃金改善を行う職員を1名確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(別表第7に規定する第2職層、第3職層及び第4職層の職員に限る。)について、各職層の賃金とのバランス等を踏まえた賃金改善額とすることができるものとする(第2職層の職員については、第3職層の職員の賃金とのバランス等を踏まえて、必要な場合に限り処遇改善を行うことができる。)

4 第4職層の職員に係る賃金改善額は原則として月額2,500円以上とすること。ただし、その他の技能・経験を有する職員として、第3職層に係る加算額の配分を受ける場合は、各職層の賃金とのバランス等を踏まえるとともに、第4職層の職員の人数は、別表第8に規定する「人数B」以上とすること。

5 1人の職員が2以上の役職を兼務した場合は、当該職員について、重複して賃金改善を行わないこと。

6 賃金の改善が、役職手当、職務手当その他の職位、職責及び職務の内容に応じて毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること。

7 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与項目以外の給与水準が低下していないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該賃金改善の実施により変動した場合については、この限りでない。

8 認証保育所施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件(認証保育所の職員の賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた資金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定め、全職員にこれを周知していること。

別表第7（別表第6関係）

職層	職層に対応する職員
第1職層	施設長
第2職層	施設長以外の管理職
第3職層	施設長等の管理職を支えるライン職又は高い専門性を複数持つスタッフ（専門リーダー等をいう。）
第4職層	各職務分野（乳児保育、幼児保育、障害児、保育、食育若しくはアレルギー対応、保健衛生、保護者支援、子育て支援等）において、少なくとも1つの分野に専門性職員（職務分野別リーダー等をいう。）

別表第8（別表第6関係）

職層区分	職員1人当たりの単価	加算額の算定に用いる職員数	賃金改善実施月数
第3職層	24,450円	人数A	月数
第4階層	3,050円	人数B	

## 備考

- この表における職層区分の職員は、別表第7の左欄に掲げる職層の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職員とする。
- 職員1人当たりの単価は、法定福利費等の事業主負担額を含むものとする。
- この表において「人数A」とは、第3職層の職員であって、加算額の算定に用いる職員数をいい、「人数B」とは、第4職層の職員であって、加算額の算定に用いる職員数をいう。
- 人数A及び人数Bは、年齢別配置基準（認証保育所の補助対象児童の年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。以下同じ。）による職員数の合計に定員40人以下の場合は4.2、定員41人から90人までの場合は5.2、定員91人から120人までの場合は5.0を加えた人数を基礎として、人数Aは3分の1、人数Bは5分の1をそれぞれ乗じて得た人数とする。
- 年齢別配置基準による職員数は、次の式により算出した数とする。  

$$(4\text{歳以上児数} \times 1 / 30) + (3\text{歳児数} \times 1 / 20 \text{ (別表第2に規定する3歳児配置改善加算を受けている場合にあつては、} 1 / 15)) + (1, 2\text{歳児数} \times 1 / 6) + (0\text{歳児数} \times 1 / 3) = \text{職員数合計 (小数第1位以下を四捨五入する。)}$$
- 前項の規定による計算において、各児童の年齢に対する職員数は、小数点第2位以下切り捨てとする。